

令和6年度 徳島市介護支援専門員講習会 Q&A

Q1-1. 介護保険の標準段階の第1段階及び第4段階の所得基準の一部について、80万円から80.9万円に基準所得金額を見直すこととなっており、居住費・食費の自己負担限度額に影響があるとのことですが、今まで第2段階だった人が第3段階になるなど、影響はありますか？

A. 居住費・食費の自己負担限度額についての負担段階は、前年の合計所得金額と年金収入額の合計で変わるため、今まで第3段階だった人が第2段階になる場合があります。

(例)

前年の 合計所得金額＋年金収入額	令和6年度 負担段階	令和7年度 負担段階
80万円以下	第2段階	第2段階
80.9万円以下	第3段階①	第2段階

Q1-2. 令和7年4月1日施行とのことですが、負担限度額認定申請を新規で行う場合、令和7年3月に申請する場合と、令和7年4月に申請する場合で、結果に違いが生じることがありますか？

A. 介護保険法施行令が施行されるのが令和7年4月1日であり、負担限度額認定については令和7年8月からの適用になります。そのため、令和6年度（令和6年8月1日～令和7年7月31日有効）分で申請される場合は80万円の基準、令和7年度（令和7年8月1日～令和8年7月31日有効）分で申請される場合は80.9万円の基準になります。したがって、申請書を提出する月によって結果が変わるということはありませんが、申請する年度で結果が異なる場合があります。

Q2. 「本人や家族がいる時でないと訪問しないでほしいと言われても介護保険上のルールなので、本人や家族にも理解してもらえるように伝えてください」とありますが、この担当介護支援専門員は本人、家族が留守の時に訪問しているのでしょうか？

A. 居宅への訪問は、ご本人の現在の状況等を確認するために実施するものであり、留守中に訪問することはありません。今回の事例は、ご本人やご家族の在宅状況に応じた訪問をしていたところ、月1回以上の訪問が実施できない月があったというものです。介護保険では、介護支援専門員による月1回以上の訪問が義務付けられています。訪問の必要性をご理解いただき、月1回以上の訪問が実施できるよう、介護支援専門員の皆様には、ご本人やご家族への説明等について、ご協力をお願いしたいとの意見をお伝えしたものです。